

入所に係る確認書

児童名： _____ 生年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

児童名： _____ 生年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

- ※各世帯につき、1枚提出してください。
- **保育施設の入所について、重要な事項です。**
ご確認いただき、口~~に~~チェックの上、署名をお願いします。
 - **提出いただいた書類は返却することができません。必要な場合はコピーをお取り下さい。**

確認事項		チェック
1	「保育施設等利用のてびき」の内容を確認しました。	☐
2	申請内容に虚偽があった場合は、入所の継続に支障をきたす場合があります。	☐
3	希望保育施設は、通える範囲で書いてください。希望順位にかかわらず、入所決定となった保育施設に入所していただき、年度内の転所はできません。 なお、申請書に記載されていない保育施設は、選考の対象にはなりません。	☐
4	市内認定こども園、地域型保育を希望する場合は、見学及び面接が必要なことを確認しました。	☐
5	申請書や提出書類の内容について、職場やご家庭に問い合わせをする場合があります。また、市民税情報を市が閲覧します。	☐
6	申請後や入所後に、ご家庭の状況や勤務等の状況に変更があった場合は、保育課にご連絡ください。連絡なく変更が判明した場合は、入所の継続に支障をきたす場合があります。	☐
7	申請時に不足書類がある場合は、各月の受付期間内に提出してください。受付期間後に提出された書類は、次回の選考での審査対象となります。	☐
8	申請後、必ず面接を受けていただきます。 なお、面接時における子どもの状況や体調などによっては、再度面接を行う場合があります。その際は、面接を実施する保育施設等へ情報提供をさせていただきます。	☐
9	入所内定や入所決定後に、辞退をした場合、翌月以降の入所選考に影響が生じます。	☐
10	保育料等を滞納している場合は、保育所の入所及び放課後児童クラブの入室手続きに影響が生じる場合があります。	☐
11	課税の修正申告、転居、世帯構成の変更(事実婚含む)があった場合には、保育料等が変更となる可能性がありますので、必ず保育課へご連絡ください。 なお、保育料等の変更は年度毎とし、過年度分の保育料等の変更、還付はできません。	☐
12	正当な理由なく保育料等を滞納した場合、滞納処分及び法的措置に必要な個人情報の調査(預貯金調査・給与等就労先調査・不動産調査・市税引落調査・生命保険調査等)を行います。	☐
13	保育料等は毎月末日が納期限(12月は25日。末日が祝休日の場合は翌営業日)となっておりますので、必ず納期限どおりご納付ください。	☐
14	妊娠した場合は、保育課へ母子健康手帳のコピー(表紙および分娩予定日記載部分)を提出してください。	☐
15	出産のために仕事を退職した場合、入所(園)中の児童の入所(園)継続は出産予定日から起算して8週目の最終日を含む月の末日までとなり、延長はできません。	☐
16	弟妹が生まれ育児休業を取得する場合、生まれた子どもが満2歳に達する年度の末日までが入所継続期間になります。生まれた子どもが満2歳に達する年度の末日以降も保育を希望する場合は、生まれた子どもを認可保育施設、認可外保育施設、職場託児所に預けた上で、年度終了後の5月10日までに職場復帰していただきます。 なお、育児休業期間が変更となる場合は、その都度、育児休業変更証明書を提出してください。	☐
17	1ヶ月に1日以上登園実績が無い場合は、保育の提供を必要とする理由が無いとみなし、当該月の月末で退所となる場合があります。	☐
18	提出書類やその内容について、入所施設へ情報提供することがあります。	☐
本確認書の記載事項を確認しました。 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 保護者氏名(自署) _____		

(裏面もあります)

●入所申請児の父母などが、下記の1～4に該当するものがあれば、署名をお願いします。

☐ 1. 就労しているが、勤務日数・時間が基準を下回っている方

☐ 2. 求職中、就労内定中の方

入所期間は入所月の翌々月末までとなります。

入所月の翌々月10日までに、週4日以上かつ1日4時間以上(月64時間以上)の就労を開始し、就労証明書、教育・保育給付認定変更申請兼変更届出書を保育課まで提出してください。支給認定証をお持ちの場合は、支給認定証の提出も必要です。

入所月の翌々月10日までに就労が開始できない場合は、保育の必要性が確認できないため、退所となる場合があります。

上記の確認事項について確認しました。

令和 年 月 日

保護者氏名(自署)

※ 求職中の方にお伺いします。

☐ 現在活動中(ハローワークや求職サイト等に登録、面接受験をしているなど)

☐ 保育施設入所後求職活動開始予定

☐ 3. 育児休業中で申請の方

入所月の翌月10日までに、育児休業を取得している同じ職場に復帰が必要となります。

※週4日以上かつ1日4時間以上(月64時間以上)の就労であること。

入所月の翌月末までに、育児休業終了証明書、教育・保育給付認定変更申請兼変更届出書を保育課まで提出してください。支給認定証をお持ちの場合は、支給認定証の提出も必要です。

入所月の翌月10日までに同じ職場に復帰できない場合、保育の必要性が確認できないため、退所となる場合があります。

違う職場に復帰した場合、虚偽の申請とみなし退所となる場合があります。

上記の確認事項について確認しました。

令和 年 月 日

保護者氏名(自署)

☐ 4. 出産理由で申請の方

入所期間は予定日の産前6週間の属する月の初日から、産後8週目最終日が属する月の末日までとなります。期間の延長はできません。

入所期間終了後に就労の理由で入所を希望する場合は、退所手続き後に再度申請が必要です。

上記の確認事項について確認しました。

令和 年 月 日

保護者氏名(自署)